

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ジャフコ グループ株式会社	コード	8595
提出日	2026/5/26	異動(予定)日	2026/6/16
独立役員届出書の提出理由	・2026年6月16日開催の定時株主総会で監査等委員である社外取締役を選任予定である榎本英二氏及び林敬子氏を新たに独立役員として指定するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	田村 茂	社外取締役	○														○		有
2	梶原 慶枝	社外取締役	○														△		有
3	村岡 香奈子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
4	土井 俊範	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
5	榎本 英二	社外取締役	○														△	新任	有
6	林 敬子	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。 なお、同氏が2015年5月まで代表取締役社長及び取締役会長を務めていた(株)MICメディカル(現(株)メディサイエンスプランニング)は、当社の投資先上場会社でした(2006年9月投資、2007年11月上場)。同社には、当社が運営管理するファンドより投資していましたが、新規上場した時点での持株比率は1.2%に過ぎず、また2012年7月までに保有株式全株を売却しております。	同氏は、上場企業及び未上場企業の経営に代表取締役やCFO等として携わってこられ、経営者として豊富な経験と高い見識を有しています。また、金融・投資業務や国際業務の経験も有しております。同氏は、こうした実績、識見や知識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、常勤の監査等委員として、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、同氏は必要に応じて株主・投資家との面談に同席し、当社の社外取締役としての取り組みや意見等を投資家に説明するとともに、そこでの議論を踏まえて取締役会等で意見や提案を行っております。加えて指名・報酬委員会に委員長として出席し、積極的に意見を述べております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。
2	同氏が2018年7月まで取締役を務めていた(株)インタラクティブソリューションズには、当社が運営管理するファンドより2014年10月及び2016年5月に投資し、その価値向上支援を目的として当社職員が社外取締役に就任していましたが、2024年3月に保有株式を全株売却し、当社職員は社外取締役を退任しております。 なお、同氏が2016年10月まで執行役員を務めていたシーシーエス(株)は、当社の投資先上場会社でした(1998年9月初回投資、2004年6月上場)。同社には、当社及び当社が運営管理するファンドより投資していましたが、同氏が執行役員に就任した2013年11月時点では、既に保有株式は全株売却しております。	同氏は、これまで上場企業及び未上場企業の経営幹部として経理、経営企画部門を中心に業務執行に携わってこられ、この分野における豊富な実務経験と高い見識を有しています。同氏は、こうした実績、識見や知識を活かし、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また、同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。 同氏が1999年10月から2019年6月まで所属した森・濱田松本法律事務所外国法共同事業と当社は2023年3月まで顧問契約を締結していたほか、現在も法務に関する委任契約を締結しており、法律事務の委託を行っております。同氏は、これらの契約にかかる担当弁護士であったことはなく、また当社に対して個別案件を含めた法務サービスを直接提供したことはありません。なお、当社(当社が運用するファンドを含む)が同事務所に支払った報酬額は、2024年3月期以降の過去3事業年度において、年平均約1,000万円でありました。	同氏は、弁護士としてM&A、買収ファイナンスや企業法務分野の専門知識と経験を有しております。同氏は、こうした豊富な経験と高い見識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また、同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。

4	該当事項はありません。	同氏は、行政機関や国際機関で重要な職責を歴任し、財政、金融に係る幅広い経験と見識、マクロ経済、市場動向等についての深い知見を有しております。同氏は、多様な人材で構成された組織運営の豊富な経験とグローバルかつ高い識見を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、積極的に意見を述べております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。また、同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定しております。
5	同氏が2026年3月まで役員等を務めていた野村不動産グループ（野村不動産ホールディングス㈱、野村不動産㈱及び野村不動産ソリューションズ㈱）と当社との間には、シェアオフィスに関する取引及び保険契約に関する代理店取引がありますが、2024年3月期以降の過去3事業年度における取引金額は、年平均約1,200万円であり、いずれの事業年度においても同グループの年間連結売上上の1%未満と僅少でありました。	同氏は、上場企業等の経営に代表取締役や執行役員等として携わってこられ、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、ファンド組成・運用業務や、不動産業のDX化に伴うスタートアップとの連携の経験も有しております。同氏には、こうした実績、識見や知識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、役員指名・報酬の決定に関与いただくことを期待しております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたします。
6	該当事項はありません。 同氏が2020年6月まで所属していた有限責任監査法人トーマツと当社との間に取引等はありませんが、当社は同法人のグループ組織であるデロイトトーマツ税理士法人との間で税務アドバイザー業務等に関する契約を締結しております。しかしながら、同氏は当該税理士法人に所属した事実はなく、また当社に対して専門のサービスを直接提供したことはありません。また、当社が同税理士法人に支払った報酬額は、2024年3月期以降の過去3事業年度において年平均約420万円と僅少でありました。	同氏は、公認会計士として企業監査、ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の監査を行うとともに、日本公認会計士協会常務理事や監査業務審査委員長を務めるなど、会計分野の専門知識と経験を有しています。同氏には、こうした豊富な経験と高い見識を活かして、取締役会での発言、当社の経営の重要な意思決定への関与とともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、役員指名・報酬の決定に関与いただくことを期待しております。なお、同氏の兼職先の業務特性及び負荷の状況から、職務遂行のための十分な時間が確保できることを確認しております。こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は、4. 補足説明に記載の当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたします。

4. 補足説明

<p>社外取締役は、全員が以下に記載の当社の定める独立性基準を満たしております。</p> <p>「社外取締役の独立性に関する基準」 当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。 (1) 本人が、現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。 (2) 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1） ② 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者 ③ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員 ④ 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者 ⑤ 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者 ⑥ 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者 ⑦ 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者 ⑧ 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者 (3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。 ① 現在または過去3年間に於ける当社グループの業務執行者 ② 現在、上記(2)①～⑧に該当する者</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(注) *1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。 *2 主要な借入先とは、連結総資産（連結子会社がない場合は当社の総資産）の2%以上に相当する金額の借入先をいう。 *3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう。 *4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。